

# PwCベトナムニュースブリーフ

移転価格に関する政令20/2025/ND-CPの  
公布及び発効について



[詳しくはこちら](#)

# ご一読ください

移転価格に関する政令20/2025/ND-CP（政令20）は、2025年2月10日に公布され、2024年度以降事業年度に適用されます。

本ニュースブリーフでは、政令20の重要な要素について概説します。

# 移転価格新政令

## 政令20の変更点

企業は、利子控除に関する政令132の規則を適用する際、特に移転価格税制上関連者と見なされる金融機関によって課される利子について、しばしば課題に直面します。2025年2月10日、財務省はこれらの課題の多くに対処する政令20を公布しました。

- 政令では、信用機関法の改正に合わせて関連者の定義を拡大しました。新法では、関連者には信用機関の関連会社が含まれるようになりました。
- また、第三者である貸付人または保証人を関連者として分類することについて制限を設けています。貸付人、保証人、および信用機関は、借入主体の「経営、支配、資本拠出、または投資」に関与しない限り、関連者とはみなされません。この改正は、商業銀行からの借入のみを理由に関連者取引と分類されることへの納税者の懸念、商業銀行からの借入が、これまでEBITDAに基づく支払利息の控除に制限を課していたこと、に対処するものです。

- 政令132号に基づき、控除対象外の支払利息は、翌年度に繰り越して、その年の純支払利息/EBITDA比率が30%を下回る場合に控除することができます。借入基準による関連者の定義に関する政令20号の変更は、2024年以降に適用されます。したがって、2024年より前の期間は関連者とみなされていたが、2024年以降は関連者ではなくなる金融機関から借入を行う場合、2024年より前に発生した控除対象外の支払利息を2024年以降の年度に繰り越すことができるかどうかという点で、疑問が生じます。政令20号は、この点に関して経過的なガイダンスを提供しており、すなわち、2023年末時点での控除対象外の支払利息は、残りの各年度に均等に配分し、それらの年に控除できるものとしています。

# 移転価格新政令

- 政令20号は、税務当局からの要請に応じて信用機関の関連者となる個人および企業に関する情報を提供するベトナム国家銀行の責任を拡大します。
- 最終法令には、法令 20 号による変更を組み込んだ移転価格申告書の付録 I の新様式が含まれており、納税者は今後移転価格申告書を提出する際にこれを使用する必要があります。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。  
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス:



**今井 慎平 / Shimpei Imai**  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



**金原 悠也 / Yuya Kimpara**  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com

## ホーチミンオフィス:



**杉本 有里 / Yuri Sugimoto**  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



**pwc**

[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)



©2025 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.